

牟岐町一般廃棄物再生利用業指定証

牟住第 226 号  
令和3年11月18日

住 所 徳島県阿南市桑野町尾花117番地  
(所在地)  
氏 名 有限会社 青藍  
(名称及び 代表取締役 青木 裕之 殿  
代表者の氏名)

牟岐町長 枡 富 治



廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第2条第2号・第2条の3第2号の規定により、次のとおり再生利用業の指定をしたことを証する。

指 定 年 月 日	令和3年11月18日
指 定 番 号	第 40 号
事業の範囲	事業の種類別 再生活用・再生輸送
	取り扱う一般廃棄物の種類 剪定枝、伐採木、根株、流木類、草及び災害により発生又は自己解体した木くず類
再生輸送の目的	破砕後、再生合板の原料、ボイラー施設の助燃料（チップ）として売却する
指 定 期 間	令和3年12月9日から令和5年12月8日まで
指 定 条 件	1. 牟岐町一般廃棄物再生利用業の指定に関する要綱を厳守すること。 2. 環境衛生に配慮し、周辺住民に迷惑等をかけないこと  ※ 上記を厳守してください。



別紙

指 定 条 件

1. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に適合すること。また、牟岐町一般廃棄物再生利用業の指定に関する要綱を厳守すること。
2. 指定証は、呈示できるように携帯すること。
3. 環境衛生に配慮し、周辺住民に迷惑等をかけないこと。
4. 暴力行為等により社会的信用を失墜し、または経済的信頼を欠くに至ることが予測される場合は、指定を取り消す。
5. 指定車両は次のとおりとする。

指定車両自動車登録番号	
徳島130か1155	徳島100か2980
徳島100さ9864	徳島100あ3109
徳島400あ 868	徳島130あ1711
徳島100あ1623	徳島100か1472
徳島 11い3161	徳島 11け 937
徳島130あ1721	徳島130い1712
徳島100す 120	徳島100あ3453
徳島130き1717	徳島400あ 913
徳島130あ1713	徳島800さ9646
徳島100あ2403	徳島100か3473
徳島800さ7673	徳島100か3296
徳島130い1725	徳島100か1489
徳島100わ 364	徳島100か3130
徳島100す2747	徳島100え 326
徳島400わ 827	徳島100え 493
徳島100あ2853	徳島130あ1715
徳島130あ1720	徳島400わ 643
徳島400わ 527	徳島130い1718
徳島100か2937	徳島100か3663
徳島100か2960	

6. 木くず破碎施設は、県に届けること。